

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 4 月 11 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{イーナチュラリー}株式会社 e-Naturally
 住所 〒630-8453 奈良市西九条町三丁目3番11号
^{フリガナ}代表者氏名 ^{ヨネツラ ヒロシ}代表取締役 米倉 浩史
 電話番号 0742-62-1523
 FAX番号 0742-62-6460
 メールアドレス info@e-naturally.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 30年 4 月 11 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 e-Naturally
住 所 〒630-8453
奈良市西九条町三丁目3番11号
代表者氏名 代表取締役 米倉 浩史
電話番号 0742-62-1523



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ヨネクラ ヒロシ 米倉 浩史	
事業の範囲	給水装置工事全般（設計及び施工） 上下水道設備工事の設計及び施工
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 e - N a t u r a l l y
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 630-8453 住所 奈良市西九条町3丁目3番11号 電話番号 0742-62-1523 F AX番号 0742-62-6460 メールアドレス info@e-naturally.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
米倉 浩史	第38998号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 30 年 4 月 11 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管切断用の 機械器具	塩ビパイプカッター		2	
	金切鋸		1	
	塩ビ鋸		1	
	パイプカッター		2	
	高速カッター		1	
水圧テスト 測定機器	水圧テストポンプ		2	
測量用の 機械器具	レベル		1	
	レベル脚		1	
	スタッフ（箱尺）		1	
	巻尺（30m）		1	
	メジャー（コンベックス）		1	
管加工用の 機械器具	やすり		1	
	パイプねじ切り機		1	
	パイプバイス		1	
管接合用の 機械器具	トーチランプ		2	
	パイプレンチ	L-600	2	
	パイプレンチ	L-900	2	
堀削用の 機械器具	アスファルトカッター		1	
	縦ランマー		1	
	プレートランマー		1	
	水中ポンプ		1	
	汚泥ポンプ		1	
	圧着器	φ50	1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成30年 4 月 11 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 e-Naturally
住 所 奈良市西九条町三丁目3番11号
代表者氏名 代表取締役 米倉 浩史



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良市西九条町三丁目3番11号
株式会社e-Naturally

会社法人等番号	1500-01-008174
商号	株式会社e-Naturally
本店	奈良市西九条町三丁目3番11号
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う
会社成立の年月日	平成20年1月22日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の設計、施工、管理及び請負 2. 住宅の新築、増改築、修繕、リフォーム工事の設計、施工、請負及び管理 3. 建築物及び付属設備の清掃、管理 4. 建築物、構築物、その他工作物の解体業 5. 建築物のメンテナンス業 6. 一般産業廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理 7. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 8. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業 9. 前各号に付帯関連する一切の業務
発行可能株式総数	10万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 10株
資本金の額	金10万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 米倉浩史 奈良市大安寺三丁目11番17-101号 代表取締役 米倉浩史
登記記録に関する事項	設立 平成20年 1月22日登記

奈良市西九条町三丁目3番11号
株式会社e-Naturally

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年 4月 6日

奈良地方法務局
登記官

菊池寛之



株式会社 e - Naturally 定款



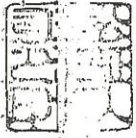
平成 20 年 月 日 作成
平成 年 月 日 公証人認証
平成 年 月 日 会社設立

原本と相違ありません

H30年 4月 6日

〒630-8453 奈良市西九条町3丁目3番11号
株式会社 e-Naturally
代表取締役 米倉浩史
TEL0742-62-1523 FAX0742-62-6460





株式会社 e-Naturally 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 e-Naturally と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の設計、施工、管理及び請負
2. 住宅の新築、増改築、修繕、リフォーム工事の設計、施工、請負及び管理
3. 建築物及び付属設備の清掃、管理
4. 建築物、構築物、その他工作物の解体業
5. 建築物のメンテナンス業
6. 一般産業廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理
7. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
8. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
9. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を 奈良市西九条町3丁目3番11号 に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、100,000 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第 7 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 8 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 2 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 9 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

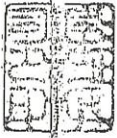
(決議の方法)

第 10 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 11 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。



第4章 株主総会以外の機関

(取締役の員数)

第12条 当社は、取締役1名以上を置く。

(代表取締役)

第13条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(社長)

第14条 取締役が2名以上ある場合は代表取締役を、取締役が1名の場合は当該取締役を社長とする。

(取締役の選任)

第15条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第16条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第18条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第19条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。



第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 20 条 当社の設立に際して発行する株式は、10 株とし、その発行価額は 1 株につき金 1 万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額)

第 21 条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は金 10 万円とする。

(最初の事業年度)

第 22 条 当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成 20 年 6 月 30 日までとする。

(設立時取締役)

第 23 条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

住所 奈良市大安寺三丁目 11 番 17-101 号

設立時取締役 米倉 浩史

(発起人の氏名及び住所、引受株式数)

第 24 条 発起人の氏名及び住所は次のとおりである。

住所 奈良市大安寺三丁目 11 番 17-101 号

氏名 米倉 浩史

引受株式数 10 株

(定款に定めのない事項)

第 25 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

株式会社 e-Naturally 設立のため、この定款を作成し発起人が次に記名押印をする。


平成 20 年 1 月 18 日

発起人 米倉 浩史



第24条1字削除1字加入



1	平成 20 年 第 6 号
2	定 款 認 証 証 書
3	株式会社 e-Naturally の 発 起 人 米 倉 浩 史 の 代
4	理 人 藤 本 忠 相 _____ は 本 定 款 2 通 を
5	提 出 し 本 公 証 人 の 面 前 に お い て 被 代 理 人 が _____
6	そ の 各 通 に つ き そ の 記 名 押 印 を 自 認 す る 旨 陳 述 し た
7	本 定 款 中 第 24 条 1 字 削 除 1 字 加 入 _____
8	_____
9	_____
10	こ こ に こ れ を 認 証 す る _____
11	平 成 20 年 1 月 18 日 本 職 役 場 に お い て
12	奈 良 市 内 侍 原 町 6 番 地 林 業 会 館 ビ ル 3 階
13	奈 良 地 方 法 務 局 所 属
14	公 証 人 藤本忠相 
15	
16	
17	
18	
19	
20	

公 証 人 役 場

第三八九九八号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

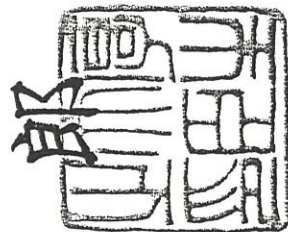
氏名 米倉浩史

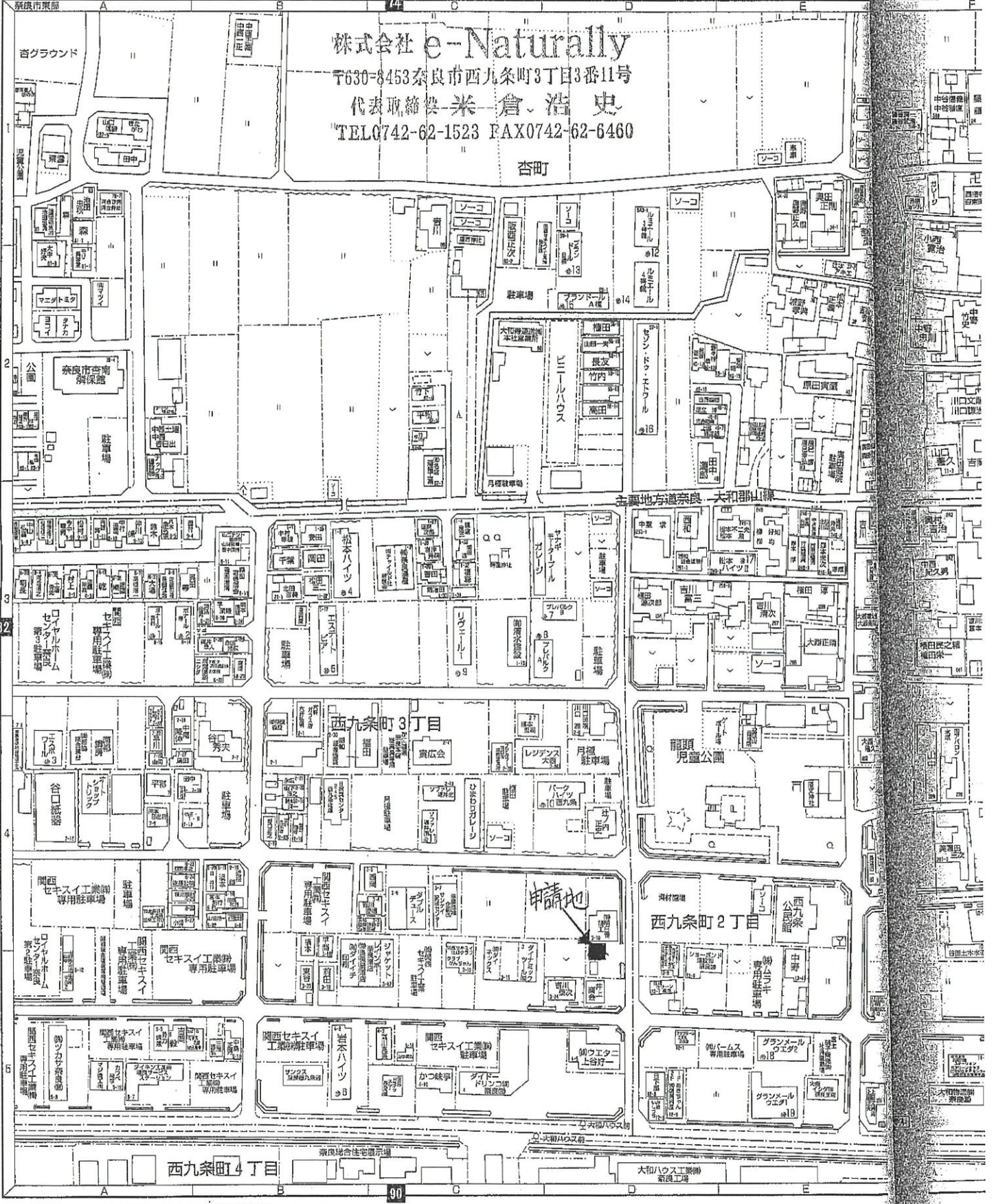
昭和四十七年五月十五日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



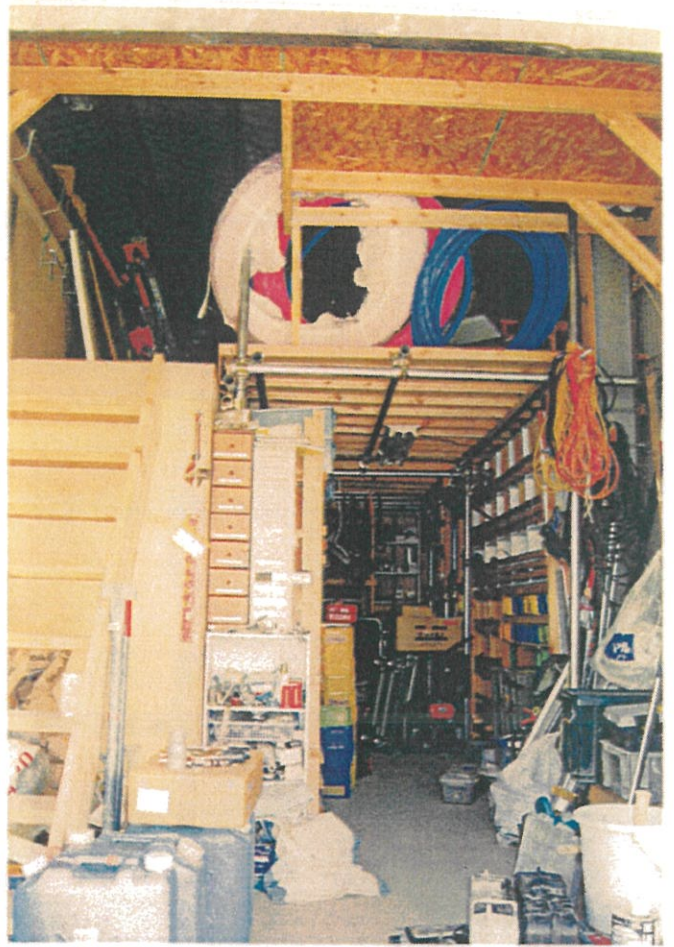
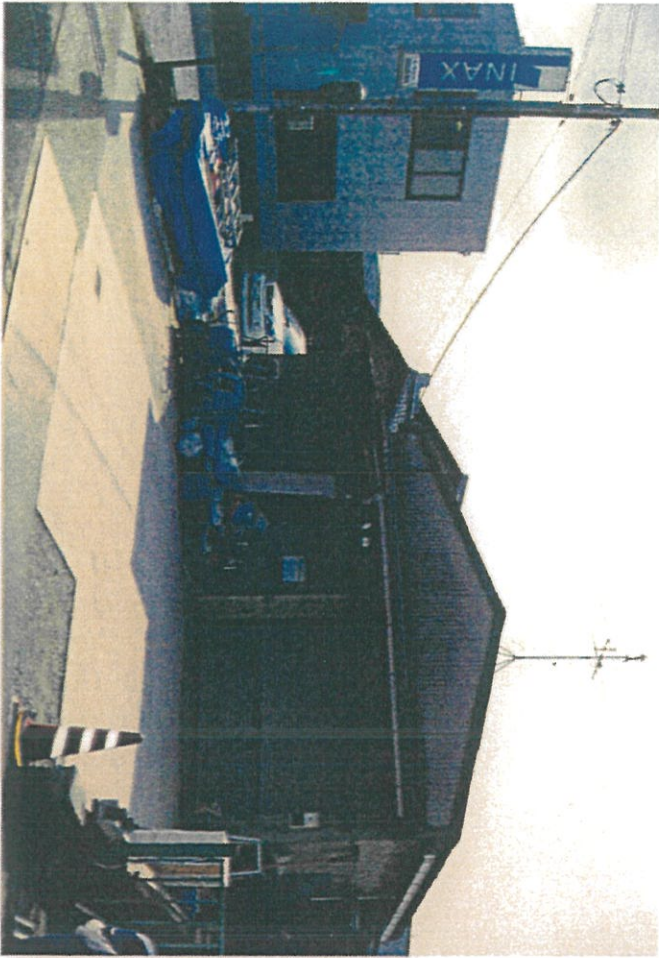


不動産会社 関西不動産情報センター 株式会社
紀乃屋商事
 奈良市西九条町20番 11 号 TEL (0742) 23-6554/10
 奈良市西九条町20番 11 号 FAX 23-6555



縮尺	1/1000
I. 事名称	株式会社 e-Naturally
図面名称	奈良市西九条町3-3-11 Tel 0742-62-1523 Fax 0742-62-6460
作成者	作成者

事務所、倉庫見取り図



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 4 月 11 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称イーナチュラリー
株式会社 e-Naturally

住所

〒630-8453
奈良市西九条町三丁目3番11号フリガナ 代表者氏名代表取締役 ヨイツフ ヒロン 米倉 浩史

電話番号

0742-62-1523

FAX番号

0742-62-6460

メールアドレス

info@e-naturally.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成30年 4月 11日

株式会社 e-Naturally
届出者 〒630-8453
奈良市西九条町三丁目3番11号 印
代表取締役 米倉 浩史



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 e-Naturally	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
米倉 浩史	第38998号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第三八九九八号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 米倉浩史

昭和四十七年五月十五日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎

